○聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する体制を定めることにより、公的研究費の適正な運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止を図り、本学における学術研究活動の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「公的研究費」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人その他これらに準ずる公的機関から、本学に所属する研究者等に対して、研究活動のために交付、配分、委託その他の方法により受け入れる資金をいう。

２　この規程において「研究活動上の不正行為」とは以下の通りである。

（１）故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

イ）捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ）改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ）盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（２）（１）以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの。

イ）研究費の不適切な獲得・使用：偽りその他不適切な手段により研究資金を獲得する行為又は物品購入に係る架空請求、虚偽の旅費の請求、実態と異なる謝金の請求その他関係法令、競争的資金等の公募型の研究資金等を配分する機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）の定め、本学の定める関係規程等に違反して、研究費を使用する行為

ロ）二重投稿：印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、又は他の学術誌に投稿中の論文等と同一と見なされる内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を充たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。

ハ）不適切なオーサーシップ：研究論文等の著書リストにおいて、著書としての資格を有しないものを挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為又は当人の承諾なしに著者に加える行為

（３）前号（１）及び（２）に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害 追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料を隠蔽し、若しくは破棄し、又は整備しない行為

３　この規程において「監事」とは、本学における業務を監査する者。監査に相当する職務を果たしている者である。

４　この規程において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者である。

５　この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

６　この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

（責任体制）

第３条　本学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。また、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べるため監事を置く。

２　最高管理責任者は本学を統括し、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

３　統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部事務局長をもって充てる。

４　コンプライアンス推進責任者は、本学の各組織における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応について実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長をもって充てる。

５ 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べることとし、学校法人聖カタリナ学園監事をもって充てる。

（役割）

第４条 本学の公的研究費を適正に運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応するための管理体系と前条に関わる責任者の役割を次のとおり定める。

２ 最高管理責任者は、次の役割を負う。

（１）不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公

的研究費の運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなくてはならない。

（２）不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。

（３）自ら学部・学科に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

３　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。統括管理責任者が策定・実施する具体的な対策には、不正防止計画及びコンプライアンス教育や啓発活動の実施計画が含まれる。その実施計画には、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

４　コンプライアンス推進責任者は、次の役割を負う。

（１）　自己の担当する学部・学科における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

（２）　不正防止を図るため、学部・学科における公的研究費の運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を２年毎に実施し、受講状況を管理監督（誓約書の徴収を含む）する。

（３）　学部・学科において、定期的に啓発活動を実施する。

（４）　学部・学科において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善策を講じるよう指導する。

５ 監事は、次の役割を負う。

（１）不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。

（２）統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

（３）（１）及び（２）に示す役割を十分に果たせるよう、内部監査部門、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署は監事と連携し、適切な情報提供等を行う。

（４）（１）及び（２）で確認した結果について、理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

（不正防止計画）

第５条　最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応のため、不正を誘発する要因に留意し、これに対応する具体的な計画（以下「不正防止計画」という。）を策定してその実施に努める。

（不正防止計画推進部署）

第６条　会計課に不正防止計画推進部署を置く。

２　不正防止計画推進部署は、本学全体の観点から、コンプライアンス推進責任者と連携し、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示を受けて、不正防止計画を推進するために必要な業務を取り扱う。

（内部監査室）

第７条　事務局に最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査室を置く。

２　内部監査員は総務課長及び会計課長とする。

（相談窓口）

第８条　不正防止計画推進部署を、本学内外からの公的研究費の使用及び研究活動上の不正行為に関する相談の窓口とする。

（通報窓口）

第９条　本学は、本学内外から公的研究費に係る不正行為及び研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）に関する通報を受け付ける。

２　通報の受付窓口として、内部監査員を充てる。

３　不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して告発を行うことができる。

４　通報は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

５　通報窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

６　通報窓口の責任者は、通報を受け付けたときは、速やかに、統括責任者に報告するものとする。統括責任者は、当該通報に関係する学部・学科の責任者等に、その内容を通知するものとする。

７　通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

８　新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、統括責任者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（内部監査）

第１０条　本学における公的研究費の運営・管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する内部監査は、内部監査員が担当する。

２　内部監査員は、別に定める「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部公的研究費内部監

査マニュアル」に基づいて、内部監査を実施する。

（調査委員会）

第１１条　最高管理責任者は、前条による監査で不正の疑い又は第９条による通報があった場合、事実の認定を行うために不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

２　調査委員会は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び関係部局に所属する職員の中から統括管理責任者が指名した者５名以内で構成する。

３　調査委員会は、議長は統括管理責任者とし、委員会を招集する。

４　調査委員会の全ての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

５　調査委員会は、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を必ず含むこととする。ただし、通報者または不正行為の疑いがある者と利害関係のある者については、委員に加われないものとする。

６　調査委員会は、不正行為の疑いがある公的研究費の使用及び研究活動の停止を命ずることができる。

７　調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。また、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定する。

８　調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。

保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

９　調査委員会は、内部監査員の調査結果を踏まえ、次の事項を検討し、その結果を最高管理責任者に報告する。

（１）不正行為の有無

（２）調査の結果に応じて講じるべき措置

（３）そのほか、最高管理責任者から諮問をうけた事項

１０　調査委員会の事務は、防止計画推進部署が取り扱う。

１１　前条による監査で不正の疑い又は第９条による通報があった場合は、予備調査は実施せず、全て本調査を行う。

１２　調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して３０日以内に、本調査を開始するものとする。

１３　調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

１４　調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

（配分機関等への報告等）

第１２条　調査委員会は公的研究費の配分機関及び文部科学省（以下、配分機関等という）に対し次の事項を報告・対応しなければならない。

（１）告発等の受付から 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等に報告しなければならない。

（２）調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告のうえ協議しなければならない。

（３）告発等の受付から 210 日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出しなければならない。

（４）調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告しなければならない。

（５）配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関等に提出しなければならない。

（６）調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、配分機関等からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

（措置）

第１３条　最高管理責任者は、調査委員会の報告を踏まえ、必要な措置を講じる。

２　最高管理責任者は、通報者に対し、当該通報に基づいて講じることとなった措置の内容を通知する。ただし、通報者が通知を希望せず、又は連絡先を明らかにしていない場合は、この限りではない。

３　最高管理責任者は、公的研究費に係る不正行為及び研究活動上の不正行為があると確認した場合は、当該事案の概要を本学のホームページに掲載して公表する。

（懲戒）

第１４条　公的研究費に関し不正な行為及び研究活動上の不正行為を行った者に対しては、聖カタリナ学園就業規則（大学の部）の定めにより懲戒することがある。

（取引停止）

第１５条　最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に関しては、一定期間取引停止、又は以後の取引を認めない等必要な措置を講ずる。

（秘密保護義務）

第１６条　この規定に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様である。

（告発者及び被告発者の保護）

第１７条　最高管理責任者は、告発をしたことを理由する当該告発者の職場環境の悪化や差別的待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

２　当学に所属するもの全ては相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該

被告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

（雑則）

第１８条　この規程に定めることのほか、公的研究費の運営・管理及び研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第１９条　この規程の改廃は、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学短期大学部教授会の議を経て、最高管理責任者が行う。

附則

この規程は、平成２２年５月７日から施行し平成２２年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成２８年６月１０日から施行し平成２８年４月１日から適用する。

附則

この規程は、２０２３（令和５）年２月８日から施行し２０２２（令和４）年４月１日から適用する。

附則

この規程は、２０２６（令和８）年２月１０日から施行し２０２５（令和７）年４月１日から適用する。

附則

この規程は、２０２６（令和８）年９月１７日から施行し２０２６（令和８）年４月１日から適用する。